

ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会 売店等設置要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会（以下、「交流大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が大会会場に設置する売店及びキッチンカー（以下、「売店等」という。）の設置、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所、期間及び出店数

売店等を設置する場所、設置期間、開設時間及び出店数（店舗数）は、最大で次のとおりとする。ただし、出店者の意向により市実行委員会が認める場合は11月10日（火）も出店できるものとする。

設置会場	設置期間	開設時間	店舗数
吹上総合運動場	令和8年11月8日（日）・9日（月）	9時～16時	10
上谷総合公園	令和8年11月8日（日）・9日（月）	9時～16時	7
川里中央公園	令和8年11月8日（日）・9日（月）	9時～16時	7

3 出店者の負担

売店等の出店料は1日当たり、売店5,000円、キッチンカー3,000円とする。また、運営に関する経費及び市実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者の負担とする。この場合において、市実行委員会が設置する備品等については、第4項に定める。

4 売店等の規模及び設置備品

売店等の出店数、出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡（2間×3間のテント1張）以内とする。なお、市実行委員会において次の備品等を用意する。※売店等の場所については、市実行委員会が決定する。

品名	規格	数量
パイプテント（三方幕付）	3,600mm×5,400mm	1張
長机	450mm×1,800mm	4台
イス	パイプイス	5脚

5 出店の申請及び承認

- 出店希望者は、次に掲げる書類を添付したうえで「売店等出店申請書」（様式第1号）を市実行委員会に提出するものとする。

- ア 臨時出店の概要（様式第2号） ※飲食品の販売のみ、キッチンカーは不要
 - イ 出店に関する誓約書（様式第3号）
 - ウ 検便実施記録の写し（全員分） ※1年以内に検査した検便検査の写し
 - エ 営業に関する許可証等の写し ※キッチンカーのみ
 - オ 賠償責任保険証の写し
 - カ その他、市実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの
- (2) 市実行委員会は出店の申請をした者の中から第6項の規定に基づき選定を行い、
適当と認めた者に対して出店承認書（様式第4号）を交付するものとする。

6 出店者条件

売店等の出店者は原則として、次の(1)かつ(2)に該当する者で、市実行委員会
が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、鴻巣市内に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出
店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）
- イ 交流大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光
物産品又は飲食物に係る関係団体等
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法
律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障がい者支
援施設」という。）
- エ 競技団体の推薦がある者
- オ ア～エに掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件すべてに該当する者

- ア 交流大会期間中、継続して出店することができること。ただし、障がい者支援
施設については、この限りではない。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を
受けていること。
- ウ 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分
を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がな
いこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2
号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団
員等」という。）ではないこと。
- カ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

7 販売品目

売店等における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章、ねんりんピック彩の国さいたま2026ロゴマーク又は大会マスコット「コバトン&さいたまっち」を利用した商品であり、権利者に利用承諾を得ているもの。

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店等において調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。

(5) 宅配便等参加者の利便を図るもの。

(6) その他、市実行委員会が必要又は適当と認めたもの。

8 出店者及び売店等責任者

(1) 出店者は、当該販売員の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中、常駐させること。

(2) 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について従業員等を指揮監督し、販売等が適正に行われるよう指導すること。

9 出店者の選定

市実行委員会は、第5項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店等の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、第2項で示した各会場の店舗数を超えたときは、郷土品のPR及び障がい者支援施設の出店又は各競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

また、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

10 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法の許可を要する営業にあたっては、その許可証等を、店頭に掲示すること。
- (2) 食品関係売店等は、食品衛生関係法令等の基準に伴い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止及び直射日光を避ける等、食中毒防止のため必要な措置を講じること。
- (3) 年に4日以上、臨時出店届により出店している場合、営業許可を要する場合があるため、その際は保健所から営業許可を受けること。
- (4) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、必ず指定された時間内に行い、従業中は名札を着用して販売関係者であることを明示すること。
- (5) 販売等の搬入及び搬出に使用する車両は、指定された場所に駐車すること。
- (6) 販売品には、関係法令等の定めるところ適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (7) 出店者ごとに利用者が見やすい位置に必ずごみ箱を設置し、売店等及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみはその日のうちに各自で搬出处分し、環境美化に努めること。
- (8) 火器器具を使用する場合は、消防による火器点検実施前に、各自で業務用消火器を設置すること。
- (9) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心がけること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した場合、その指示に従うこと。
- (11) 出店に対する一切の責任は、出店者が責任を負うこととする。
- (12) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会の指示に従うこと。

11 禁止事項

売店等において、次に定める事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し出店者の権利を譲渡し、若しくは転売し又は売店等の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り及び呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加工を行うこと。
- (4) アルコール飲料及び許可された品目以外の商品を販売すること。(市実行委員会が特に認めた場合は除く。)
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること。
- (6) 売店等用に設置されたもの以外の会場の付帯設備(電源等)を使用すること。(市実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (7) その他、交流大会の運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

12 出店の停止

市実行委員会は、出店者（従業員等を含む）が関係法令等及び本要項に違反したと認めるときは、出店を停止することができる。なお、出店の停止により出店者に損害等が生じることがあっても、市実行委員会はその責を負わない。

13 管理運営

売店等における販売品及び売店等備品の管理は出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切責任を負わないものとする。

14 事故等発生時の対応

売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたり実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

15 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店承認を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店承認書の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店等の運営において不相当と認めたとき。

16 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

17 損害賠償

出店者（販売員等を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

18 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）等市実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の保証を市実行委員会に請求することはできない。

19 個人情報の取扱い

売店等販売員等の個人情報は、市実行委員会が発売店等設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

20 本要項によらない設置及び運営

交流大会を円滑に運営するうえで競技団体から本要項によらない設置運営について申し入れがあり、市実行委員会が適当と認めた場合はその出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技団体と市実行委員会において協議のうえ、決定する。

21 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

様式第1号

売店等出店申請書

令和 年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

鴻巣市実行委員会 様

団体名 (団体の場合のみ記入)	(以下、団体の場合は代表者の該当事項を記入のこと。)		
申込者氏名	ふりがな	生年月日	
申込者住所	〒		
申込者電話番号	自宅 ()	携帯 ()	
メールアドレス			
出店会場 (希望する会場に○)	1 吹上総合運動場 2 上谷総合公園 3 川里中央公園		
出店形態 (いずれかに○)	1 露店 2 キッチンカー		
出店営業品目			
出店申込者 本人確認書類 添付欄	<u>※使用人は、別紙1に確認書類を添付してください。</u>		

(注) 複数の会場出店を希望する場合、会場ごとに1通ずつ市実行委員会へ提出してください。

使用人報告書

使用人 確認書類 添付欄	
使用人 確認書類 添付欄	
使用人 確認書類 添付欄	
使用人 確認書類 添付欄	

臨時出店の概要

臨時出店者		
取扱食品		
食品の取扱方法 (調理工程・販売等)		
店 舗 平 面 図		
<p>※1 消火器の設置場所を明記すること。 ※2 現地における食品の調理工程は最終1工程のみとし、切る→焼く等2工程にならないこと</p>		
設 備 概 要		
1 設置位置	(屋内 ・ 屋外)	
2 冷蔵設備	(冷蔵庫 ・ アイスボックス ・ その他)	
3 給水設備	(水道 ・ 貯水タンク ・ その他)	
従 事 者 名 簿		
氏 名	従事内容 (調理・販売等)	検便実施の有無

出店に関する誓約書

令和 年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026

鴻巣市実行委員会会長 様

氏名 _____

(自署のみ押印不要)

私は、ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会における売店等の出店申請にあたり、次の事項を厳守することを誓約するとともに、誓約事項に違反した場合は、直ちに出店を取り消されても異論はなく、今後の出店を拒否されても異議は申し立てません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切を私の責任といたします。

- 1 暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と不適切な関係を有する者ではないこと。
また、私自身の暴力団との関係を確認するため、警察に照会することに異論がないこと。
- 2 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- 3 暴力団員等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していないこと。
- 4 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- 5 暴力団又は暴力団員等に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力又は関与していないこと。
- 6 出店の許可の名義貸しを行わないこと。
- 7 売店等の出店時には、出店許可証を掲示、又は備え付けるとともに、申請の際に提出した本人確認書類を携行し、関係者又は警察職員から求めがあった場合は、これを提示すること。
- 8 来場者又は市実行委員会に対して、暴力的若しくは、脅迫的な言動又は不当な要求行為を行わないこと。
- 9 偽計若しくは威力を用いて市実行委員会関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害しないこと。
- 10 粗野な言動等により、来場者に不快な思いをさせる行為を行わないこと。
- 11 次の事項を遵守すること。
 - (1) 法律で禁止されている物品、品位を損なう物品等を販売しないこと。
 - (2) 火気を伴う営業は、消火器を常設すること。
 - (3) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
 - (4) ごみ類は、出店者の責任において処理すること。
 - (5) 交通法令を遵守し、物品の搬出入に当たっては交通の支障にならないよう努めること。
 - (6) 事業終了後は、使用前の状態に復すること。
 - (7) 市実行委員会の指示に従うこと。
- 12 当方の過失による事故等が発生した場合、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会にその責めを求めず、出店者として一切の責任を負うこと。

令和 年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま2026
鴻巣市実行委員会会長 並木正年

出店承認書

ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会会場内において、
下記のとおり売店等の出店を承認します。

記

1. 出店会場
2. 出店場所 別紙見取図のとおり
3. 出店期間 令和 年 月 日 () ~ 日 () まで
4. 販売品目
5. 遵守事項
 - (1) 本承認書を売店内に掲示すること
 - (2) 従業員の服装は清潔なものとする
 - (3) 販売商品の搬入搬出は、大会運営に支障のないよう定められた時間内に行うこと
 - (4) ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会売店等設置要項の遵守事項を遵守すること
 - (5) 要項の禁止事項に抵触しないこと